

---

## 1. 6月補正予算案について

---

今回の予算案は、「わくわくする京都」を創るための歩みをスタートする基本方針の下、中東情勢への対応も含めて編成されたものであり、評価する。 (評 価)

---

## 2. 物価高対策について

---

### 質問要旨

中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡の封鎖により、エネルギー資源やナフサ等の供給不足が顕在化し、電気・ガス料金や塗料、シンナー等の特定の石油化学製品の調達にまで影響が及ぶなど、府民生活と事業活動に深刻な影響が生じているが、物価高対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) ナフサショックとも言われる中、国においては、供給量に不足はないため心配がないとの見解を示している一方で、現場には物が無いとの声も聞くが、府内企業等の現状について、どのように認識しているのか。

(2) 我が党が実施した物価高に関する全国アンケートでは、個人・事業者の大多数が物価高を実感し、事業存続の危機やサプライチェーン断絶のリスクも深刻化するなど、生活・事業の両面で深刻な影響が出ていることから、食料品価格等の物価高騰への支援、透析や薬剤等の人命に直結する医療分野や介護福祉分野の支援、中小企業等に対する融資等の支援も早急に必要であると緊急要望したが受け止めはどうか。

### 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

小鍛治議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、私の当選に対しまして温かい祝意と励ましをいただき、また今回の補正予算案に対しまして評価をいただき、厚く御礼を申し上げます。

「物価高対策」についてでございます。

現下の中東情勢の影響を踏まえ、京都府が設置いたしました「中東情勢・原油等に関する特別相談窓口」には、これまでに100を超える事業者から、燃料をはじめ、ナフサ由来の合成樹脂・プラスチック、塗料、梱包資材などについて、価格上昇や入手困難といった声が寄せられております。原材料の安定調達に対する不確実性の高まりやコスト増が重なることで、受注抑制や納期の延期、生産計画の見直しを余儀なくされるなど、中小企業をはじめ、経営面への影響も顕在化しつつあると認識しております。

こうしたことを踏まえ、先日も私自身が国に対し「原油価格高騰等を踏まえた緊急要望」を行い、府民生活や事業活動に影響が顕在化しつつある府の現状を訴えますとともに、原油総量確保、目詰まり解消のための流通の円滑化などについて求めたところでございます。

また、今定例会に提案しております予算案におきまして、国補正予算で措置されました重点支援地方交付金を活用し、国の電気・ガス料金支援に合わせ、LPガス料金への支援により消費者負担を軽減するための経費を計上させていただいております。

加えまして、長引く物価高騰への対応といたしまして、これまでの累次の補正予算及び令和8年度当初予算におきまして、生活困窮者への支援物資の提供や医療機関・福祉施設等の光熱費等の負担軽減、中小企業に対する制度融資による資金繰り支援など、幅広く府内事業者や府民生活への支援を計上したところでございます。

今後、御要望いただきました内容を踏まえ、こうした支援が、事業者の皆様、府民の皆様へいち早く行き渡りますよう、迅速な執行に努めますとともに、府内企業等の状況も踏まえ、資金繰り支援の拡充など、時機を逸することなく対応してまいりたいと考えております。

物価高対策、とりわけナフサショックについて、今後の動向を注視するとともに、府内企業に対するきめ細やかな支援を適宜お願いいたします。

---

### 3. 府民の命を守る危機管理対策について

---

#### 質問要旨

府民の命を守る危機管理対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 令和6年能登半島地震では、自衛隊が救助した役480人のうち6割を超える約310人がヘリコプター等の航空機により救出され、先月の京都市内の林野火災ではヘリコプターによる消火活動が行われたが、災害が多様化し、災害時における航空機の役割が一層高まる中、ヘリコプター等の航空機での人命救助や消火活動などの危機管理対策の重要性をどのように認識しているのか。

(2) 航空機の運用のためには、パイロットや航空機整備士、救助隊員等の確保・育成が重要であると考えますが、府民の安心をさらに守るためのヘリコプターを活用した新たな取組方策はどうか。

#### 答弁

次に、府民の命を守る危機管理対策についてでございます。

京都府は、多くの森林や中山間地域を有しており、近年増加傾向にある林野火災に加え、地震や豪雨による道路寸断や孤立集落の発生時には、地上からの対応が困難な場合が想定されるため、ヘリコプターを活用した広域的な被災状況の把握や迅速な消火・救助活動を行うことは重要だと考えております。

現在、府内の災害発生時には、市町村相互の応援協定や京都府と京都市の協定により、府内全域に京都市消防ヘリが出動する体制を確保しておりますが、複数の事案に同時に対応することが困難な場合がございます。

そこで京都府といたしましては、複数事案に同時に対応できるよう航空消防体制を強化することとし、令和8年度中に京都市消防ヘリの2機同時運航を新たに開始してまいりたいと考えております。

2機同時運航を行うためには、人員を増強する必要があることから、パイロットや整備士につきましては京都市が、救助隊員につきましては京都市に加え、京都府が府内各消防本部の協力を得て

確保し、ヘリ専用の機材を用いて訓練を重ね、航空救助隊員として育成していくこととしております。

さらに、京都市が運航する消防ヘリを京都府の防災航空隊（仮称）として位置付けることにより、他府県の消防防災ヘリによる応援も迅速に受けられるよう、府県間での相互応援協定の締結を目指すこととしております。

今後とも、市町村や関係機関と連携し、航空消防防災体制の強化に努め、災害に強い京都づくりを進めてまいりたいと考えております。

---

## 4. 地球温暖化の進行と感染症対策の強化について

---

### 質問要旨

地球温暖化の進行と感染症対策の強化に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（１）地球温暖化による蚊やダニの生息域の拡大は、デング熱やマラリア等の感染症が新たな地域で発生するリスクを高め、グローバル化が進む中では、海外への渡航者や海外からの渡航者にも警告が出されているが、インバウンドを含めた人流が多様化する観光都市として、本府における感染症対策の重要性をどのように認識しているのか。

（２）緊急性の高い感染症対策に関し、本府におけるＣＤＣの設立を強く求めてきたが、今回の予算案に盛り込まれた京都感染症対策センターについて、運用開始時期や人材の確保、研究体制、ネットワークの構築、治療薬等の保管、ワクチンの接種体制等を含め、その役割をどのように果たしていくのか。  
（教 育 長）

### 答弁

次に、感染症対策についてでございます。

国際的な人の交流が進み、感染症の世界的拡大リスクが高まる中、人の往来が活発な京都におきましても、新型コロナウイルス感染症のような、府民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼす疾病の流行に平時から備えることは、重要だと考えております。

また、感染症発生時には、患者の状況や感染の拡がりを迅速、かつ、的確に捉えることが重要であるとと考えております。

そのため京都府では、京都市と共同で、感染症対策に必要な情報の収集や検査、分析などの機能を有する常設の専門機関として、京都感染症対策センター「京都ＣＤＣ」を本年 10 月に立ち上げることにし、創設に必要な予算を、今定例会に提案しているところでございます。

現在、府内各地の医療機関とのネットワーク、大学や企業とのネットワークの構築に向けて調整を進めているところであり、京都ＣＤＣでは、関係機関と連携し、感染症情報などの分析や評価・研究のほか、自治体職員の育成などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、感染症の流行に備えた取組につきましては、「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、医療提供体制の確保をはじめ、治療薬の計画的な備蓄や感染症流行時のワクチン接種体制の確保など、幅広い取組を実施することとしております。

京都ＣＤＣの設立を契機といたしまして、関係者・関係機関との連携のさらなる強化を図り、両計

画に基づく準備を着実に推進することで、感染症の流行などに迅速かつ適切に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、感染症対策をはじめ、様々な施策を通じまして府民の皆様の命と健康を守り、安心できる京都が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

---

## 5. グローバル社会が進む京都について

---

### 質問要旨

グローバル社会が進む京都に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) コロナ禍の経過以降、外国人の日本入国者数は急増し、府内においても居住する外国人住民が増加している。特定技能制度の拡大等により、介護やビルクリーニング等の分野をはじめ、府民生活においても外国人住民の存在が一層身近となる中、本府において5月から共生社会推進室を設置した背景はどうか。また、急速に進むグローバル化に対して、府民と外国籍の住民との共生をどのように進めていくのか。

(2) 日本語教育について、日本語を学ぶ場所の受入余力の不足やボランティア依存が課題となる中、国は、認定日本語教育機関や登録日本語教員の制度整備を進めているが、本府における日本語学校や地域日本語教室、日本語教育を行う人材の現状はどうか。また、今後の取組や展望はどうか。

### 答弁

共生社会推進室を新設した理由と外国人住民との共生の取組についてでございます。

国におきましては、成長型経済への移行を確実なものとするため、一定の範囲での外国人労働者の受け入れやインバウンド消費の拡大などにより海外の活力を取り込むとともに、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民の不安や不公平感を感じる状況などに対応することを目的に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を昨年7月に設置されたところでございます。

京都府におきましても、各地域の実情に応じた外国人の受入や共生のための環境づくりを進めていくため、外国人施策の司令塔となる「共生社会推進室」を新たに設置し、総合調整機能が果たせる体制へと見直すこととしたところでございます。

現在、日本語教育や留学生政策など、これまで実施してきた取組を引き続き推進いたしますとともに、「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」をはじめ、市町村や関係機関とのヒアリングなどを通じまして、まずは各分野における課題やニーズの的確な把握と整理を行っているところであり、今後、それらを踏まえて必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、日本語教育の現状等についてでございます。

外国人労働者などの増加に伴う日本語学習者の多様なニーズに対応していくため、国の方針におきましては、国が日本語教育機関を、また、都道府県と市町村が地域における日本語教育を担い、両輪で進めていくこととされております。

この方針に基づき、国では、令和5年から日本語教育機関の認定制度と登録日本語教員の資格制度を創設され、日本語教育の質の向上と日本語教師の養成に取り組まれております。

京都府では、府内における日本語教室の空白地域の解消に取り組み、昨年度は井手町と宇治田原町で新たに教室が開設され、現在 33 の日本語教室が活動しており、学習支援者についても、令和 2 年度からの 6 年間で 500 人以上を養成してまいりました。

しかしながら、日本語学習者の増加とともに、ボランティア中心の学習支援者の高齢化などにより担い手不足が生じていることから、持続的な教室運営の支援などを目的といたしまして、令和 6 年度に「日本語教育推進プラン」を改定し、学習支援者の負担を軽減するための対策を講じることとしております。

具体的には、令和 7 年度から京都府国際センターに日本語教師の有資格者である専門人材を配置し、学習支援者養成講座の企画・運営や、オンライン教室を実施するなどの取組をスタートしたところであり、今後も、日本語教育の充実に向け、創意工夫を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、「共生社会推進室」を中心として、外国人に関する各分野の課題やニーズの洗い出しを行いながら、国・市町村や企業等と連携を進め、必要な施策を展開してまいりたいと考えております。

---

## 6. 府立高校における日本語の支援について

---

### 質問要旨

府立高校における日本語の支援に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。 （教 育 長）

（1）近年、府立高校夜間定時制において、外国語を母語とする生徒が増加し、日本語の支援体制を強化していく必要性が高まる中、令和 4 年 9 月定例会で教育長は「日本語の支援が必要な生徒の在籍動向を踏まえ、全ての生徒の教育機会を保障する学校体制の整備に向けた新しいルールや仕組みについて研究するとともに、必要に応じ、国に対しても提案、要望をしていく」と答弁したが、これまでどのように取り組んできたのか。

（2）国において外国人労働者の受入れを推進しており、今後も外国語を母語とする生徒の増加が見込まれるが、府立高校における日本語指導の取組方策や今後の展望はどうか。

### 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

府立高校における日本語の支援についてでございます。

外国人生徒が基礎学力を身につけるとともに、日本の生活文化への理解を深めることが、共生社会の形成に向けて重要であると考えております。

このため、生徒の状況に応じて非常勤講師を配置するとともに、国に対して環境整備を継続的に要望してきたところでございます。

議員御紹介の鳥羽高校定時制では、この間、ICT 活用による理解しやすい授業や、支援員の増員などに努めてきたところでございますが、令和 7 年度入学生からは、授業の中で段階的に日本語能力を育成するための特別の教育課程を編成し、高校卒業に向けた学力向上の仕組みを構築しております。

一方、本府の外国人生徒数が増加傾向にある中、日本語の支援が必要な生徒の母語は多言語化し、

特定の学校に偏らず、複数の全日制高校に入学してきております。

そのため、鳥羽高校定時制における特別の教育課程による実践を踏まえ、多様な国籍の生徒が在籍する京都八幡高校を、全日制高校の日本語指導の拠点として整備することとし、必要となる経費を今定例会に提案している予算案に盛り込んだところでございます。

具体的には、日本語指導において、大学の研究者の協力のもと、アセスメントツールを開発し、生徒の状況を的確に把握することに加え、専門家による教員研修を実施することで、個々に応じた指導・支援の充実を図るとともに、その成果を他校へ普及してまいります。

併せて、特別の教育課程による日本語指導の授業を、同時双方向の遠隔授業として他校に配信することにも取り組んでまいります。

府教育委員会といたしましては、日本語の支援が必要な生徒が安心して学びに向かい、自らの可能性を伸ばす

ことができるよう努めてまいります。

---

## 7. 自転車に対する道路交通法について

---

### 質問要旨

自転車に対する道路交通法に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 本年4月の道路交通法の施行を受けた、自転車に対する交通反則通告制度の導入により、本府においても自転車の交通違反に対する取締りを開始したが、これまでの取締件数とその内容等はどうか。また、自転車の取締りは指導警告が原則であるが、どのような場合に即時検挙となるのか。

(2) 警察官が見ているか否かに関わらず、事故をなくし安全運転を行うという価値変容につなげるための、学校教育や啓発活動が重要と考えるがどうか。

(3) 京都市内の宿泊施設の急増に伴い、自転車通行レーンに観光バスや大型ダンプ等が長時間に渡り違法駐停車し、自転車の安全な走行に危険を及ぼしているが、この場合に自転車は歩道を通行できるのか。また、安全対策のため、大型車両が駐停車する場合は、車両後方に誘導員を配置するなど、自転車走行に係る本府独自のルールづくりが必要と考えるがどうか。さらに、違法駐停車対策については、宿泊施設の増加が悪化要因と考える中、府警による対応だけでなく、京都市との連携が不可欠と考えるがどうか。

### 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えします。

まず、自転車の交通違反に対する取締状況についてです。

自転車への交通反則通告制度が施行された本年4月1日から1箇月間の自転車の取締件数は173件で、昨年同時期の621件から448件減少しております。

取締件数173件のうち、酒気帯び運転など刑事手続として処理される重大な違反が対象の赤切符による処理が15件です。

その他の青切符による処理158件の内訳は、一時不停止が111件、携帯電話使用が22件などとな

っております。

他方で、同期間中、取締りに至らない指導警告の件数は 11,064 件と、前年同期比で 4,084 件増加しております。

取締件数が、大幅に減少した理由については、警察官による積極的な指導警告や交通反則通告制度の導入に伴う安全運転意識の高まりなどが影響している可能性があるものと考えております。

次に、直ちに検挙の対象となる交通違反についてです。

議員ご指摘のとおり、自転車の取締りは指導警告を原則としておりますが、特に悪質・危険な違反で赤切符の対象となる「飲酒運転」や「妨害運転」のほか、青切符の対象となる違反の中でも重大な事故につながるおそれが高い、「携帯電話使用」や「遮断踏切立入」などについては、事前の指導警告なしで検挙する方針としております。

次に、学校教育や啓発活動の重要性についてです。

安全な道路交通環境を整備し交通事故を抑止するためには、自転車の運転者に限らずすべての交通主体に対する交通安全教育や啓発活動を通じて、交通安全意識の向上を図ることが重要であると考えております。

府警察では、ライフステージごとの交通安全教育や SNS をはじめとする広報啓発活動を通じて運転者、歩行者のそれぞれが相互の安全に配慮していただけるよう交通安全意識の涵養に努めております。

続いて、自転車レーンにおける観光バス等の駐停車車両についてです。

まず、自転車レーンに大型車等が駐停車している場合の自転車の歩道通行についてです。

法令上、自転車は車道を通ることが原則とされておりますが、歩道通行を可能とする交通規制を実施している区間のほか、車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通ることが客観的にやむを得ないと認められるときなどには、歩道の車道寄りの部分を徐行して通行することができるとされております。

議員からお尋ねのありました、幹線道路の自転車レーンに連続して大型車等が駐停車している状況は自転車の通行の安全を確保するために、自転車の歩道通行が認められる場合に該当するものと考えられます。

次に、自転車レーン上に駐停車する大型車両をめぐる交通安全対策についてです。

府警察は、京都市など関係機関で構成される「観光バス路上混雑対策ネットワーク会議」にオブザーバーとして参画し、観光バス用駐車場の整備等について働きかけを続けておりました。令和 7 年 8 月には、京都駅南側に 24 時間稼働の大型駐車場が設置されたことなどにより、一部の地域では観光バスの路上駐車が減少するなどの効果も見られていると認識をしております。

しかしながら、国内外からの観光客の増加などにより、一部の地域や路線においては、観光バスの路上駐停車問題は継続しており、実効的な対策を講じる必要があると認識をしております。

府警察としては、特定の場所や時間における状況も踏まえた上で、京都市等と連携した広報啓発や、重点的な交通取締りを実施するなど、交通の安全を阻害する違法駐車対策を更に推進してまいります。